

要領様式第2号

出張報告届

令和2年10月15日

吹田市議会議長様

会派名 民主・立憲フォーラム

出張者氏名 西岡友和



印

印

印

印

印

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	札幌市役所、図書情報館、北海道庁ほか（北海道札幌市）		
期間	令和2年10月6日から 10月7日まで 2日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備考	10/6、10/7 開催の自治体政策青年ネットワーク主催の研修会	認 印	会派代表者
	10/6 札幌市内の自転車レーン現地視察 札幌市役所、図書情報館視察 北海道大学「コンセンサス会議や市民陪審の手法を用いた市民参加による政治」講義 10/7 北海道庁訪問 「趣旨法律条例について」講義		



自治体議員ネットワーク 札幌市内、北海道庁 研修報告

日時：2020年10月6日（火） 11時～ 2020年10月7日（水）13時頃

訪問先：札幌市内、北海道庁、北海道大学、札幌市図書情報館 他

スケジュール；

10月6日

11時～13時00分 札幌市内の自転車レーン 現地視察

13時～14時30分 札幌市図書情報館 視察

15時～17時30分 北海道大学訪問 吉田省子北海道大学研究員・から「コンセンサス会議や市民陪審の手法を用いた市民参加による政治」 講義

10月7日

9時30分～12時30分 北海道庁訪問 種子法律条例についての講義

1. 札幌市内の自転車レーン視察について

目的：札幌市では自転車レーンの整備により、車道を自転車が安全に通行し、歩道との切り離しを行い、交通事故件数の減少、自転車利用の普及にむけた実験を行ってきた。今回、その成果と、実績を確認するため現地へ訪問の上、本市における交通行政の改善をはかる為の知見を深める。

H24～27年度：道路環境の異なる3回の実験により「明確化」の効果を検証。H27年度：都心部の道路の構造、交通特性を把握し、ワークショップも実施『取り組み』策定社会実験 H29年度：都心部での「明確化」の進め方を取りまとめた。 H28年度：関係者（地元町内会、商店街、自転車利用団体、運輸業界団体、障がい者団体、老人クラブ、警察、有識者等）と協議会を立ち上げ、実施手法、実施路線等について、協議を重ねてきた。（会議を3回実施）

問題点

- ・自転車の通行ルールの理解不足、遵守意識の欠如
- ・自転車がどこを通行すればよいかわかりにくい
- ・自動車ドライバーからの配慮が不十分、歩道や車道を無秩序に走る自転車によって、歩行者の安全が脅かされ、自転車自身も事故の危険あり。自転車の正しい通行位置と進行方向を明示し、現地でルールを「見える化」する。なぜそうなのか？

どうすればよいか？その結果、どうなるか？

過年度に実施した車道混在による社会実験では、自転車の車道通行の促進効果や、自転車の安全性の向上効果などが確認できました。こうしたことから、現状の喫緊の課題に早急に対応可能な「車道混在」を基本的な整備形として、「自転車の通行位置の明確化」を行う。具体的には、配送車が駐車していても、安全に自転車が追い越せるよう、大きなウイング

を車道に敷設し、交通のながれを整えた。

国のガイドライン、社会実験での知見及び関係者からのご意見を踏まえ、下記の手順で選定。自転車の秩序ある通行が促進され、歩行者、自転車及び自動車の安全で快適な通行環境が実現。

赤色点線の区間では、札幌駅周辺の開発計画を踏まえて、整備内容や時期を決めることとした。

7点以上 評価が高い路線 ◎5～6点 評価がやや高い路線 ○

4～3点 評価がやや低い路線 △2点以下 評価が低い路線 ×緑の楯円付近では、大規模自転車道（サイクリングロード）との接続を検討する。視点 路線の特徴 主な路線車道への転換効果が高い

- ・路肩幅員が広い
- ・一車線当たりの自動車の交通量が少ない
- ・大通（北）
- ・大通（南）

ネットワークの早期形成が可能

- ・既設自転車通行空間に繋がる
- ・都心部の中央を縦横断している
- ・西5丁目線
- ・西7丁目通

他の取り組みとの連携効果あり

- ・今後完成する駐輪場の近辺
- ・歩道のバリアフリー工事等の予定あり
- ・荷さばき対策が行われる区域内
- ・南2条線
- ・南3条線

(1)『都心内路線』概ね半径1kmの範囲には、業務ビルや商業施設など、自転車利用の目的施設が面的に広がっているため、ほとんどの道路が自転車の移動経路になっている。

(2)『都心アクセス路線』

都心部には多方面から多くの自転車が集まってくるため、概ね半径2kmまでも対象範囲とする。札幌市は、平成23年に策定した「札幌市自転車利用総合計画」の施策の一つに、「自転車通行空間の明確化」を掲げており、歩行者、自転車及び自動車それぞれが安心・安全に通行できる環境を整備することとした。



実際に現地で説明を受けたが、本市と比較して、歩道も車道も幅が広い事は指摘しつつも、自転車の安全な通行、歩道の安全確保、さらにはCo2削減の観点からの自転車利用の促進とつながる事と確認ができた。

2. 札幌市図書情報館 視察

目的：本市では現在、健都ライブラリーの開館、および北千里小学校跡地に図書館を含む複合施設を建設している。札幌市図書・情報館は

札幌市民交流プラザ（市の施設）に2018年10月7日（日）オープンした貸出機能に重点を置いた既存の図書施設とは異なる、調査相談・情報提供に特化した『課題解決型図書館』として整備されている。

例えば、

(1) 仕事や暮らしに関する図書・情報提供

WORK

マーケット情報、起業、資格取得など

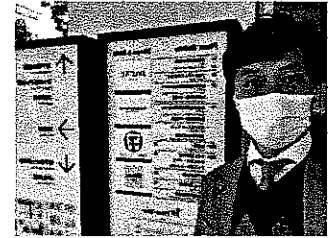
LIFE

医療・健康、法律など

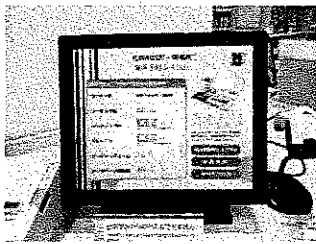
ART

舞台芸術、現代アートなどに特化した専門書を数多くそろえるなど、これまでの図書館とは異なるコンセプトを確立している。立地は、都心で働く人たちや札幌を訪れる人にも利用しやすい街の中心。

人と情報、人と人をつなぎ、にぎわいと交流を生み出すため、今までの「図書館」のイメージを変える、都心にふさわしい情報拠点として活躍している。



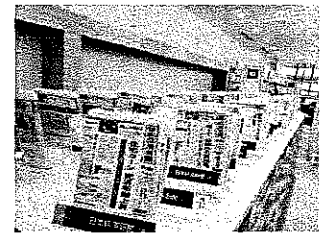
基本的に利用はすべて予約制であり、貸出は行っていない代わりに、ゆとりを持って過ごせるスペースを確保し、一年以上経過した書籍は破棄している。つまり、最新の書籍がそこにはそろっており、いわゆるビジネスに特化しているとはいえ、たとえば『上司とのつきあいかた』みたいな、人間関係の悩みなどにも対応するコーナーなどが存在する。



予約システムも洗練されており、全てデータで管理しているのだが、シームレスにすべての年代が利用できるよう、極めて単純な操作パネルを採用しており、デジタルデバイスにも果敢に挑戦をしている印象だった。また、館内は飲食が可能となっている。懸念されるのは汚れ、棄損だが、実際は年に数件程度の事故が発生するに過ぎず、問題にはなっていないとのこと。

その他、専門紙・業界紙を数おおく揃え、ここに無い業界紙は無いと豪語なさっておられた。その徹底ぶりは見事であり、あえて図書館といわずに情報館と言うのは、生きた情報をとどけ、さらに集積してくとの思いからだそうです。

本市における北千里図書館の設計はこれからでもあり、従来の図書館機能をどこまで踏襲し、そして新しい情報館としての機能をどの程度作ってゆくのか、しっかりと議論を重ねてゆく為にも大変有意義な視察となった。



3. 北海道大学訪問 吉田省子北海道大学研究員・から「コンセンサス会議や市民陪審の法を用いた市民参加による政治」 講義

目的；吉田准教授は住民参加のリスクコミュニケーションを専門としている。今回は、遺伝子組み換え作物をめぐる道内での市民対話について話を伺った。本市でももちろん、住民対話を交えた説明会などが頻繁に実施されている。北千里地区では、まさに国立循環器病研究センター跡地のマンション建設計画などにおいて、住民への丁寧な説明がもとめられる機会もおおい。北海道 GM 条例の制定にむけての過程や実施の経緯、専門家である研究者と市民には対話のフェーズが必要あるとのメソッドを構築されている。

科学的リスク、社会的リスク、個人的リスクなどの観点から対話を進める事、対話と共創、知識や情報の共有をはかり、アクターの共同による双方向リスクコミュニケーションモデルを研究、発展させている。

議論の内容は様々であろうかとおもう。しかし、都市計画や行政計画において住民への説明、理解、合意なくして進める事は難しい。その間に入り、もちろん基本は住民側からの視座であるが、私たち議員は専門家としての知見、手法が求められていると感じた。

4. 北海道庁訪問 『北海道における主要農作物の種子の生産と供給』

目的；主要農作物種子法は、国内の食料増産という目的を背景に、国と都道府県が主導して実施してきた。法律では主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、都道府県が行うと規定されているので、基礎自治体である本市には直接の関連はないが、国会でも論点として取り上げられていることから、北海道農政部のご担当者より現状の課題などにつき話を伺った。

主要農作物である、米、大豆、麦類の品種を、各都道府県が責任を持って種子を開発・増殖してきた。一つの品種が開発されるまでには10年、増殖には4年かかる。各地域の銘柄米を手ごろな値段で流通させるために、膨大な歳月と労力をかけ、自治体が守ってきた。

種子法の廃止には、日本の多様な品種を大企業（民間）の寡占から守っていかなければならない、との意見もあるが、都道府県と民間では競争条件が同等ではないので、廃止が提言された。

農業競争力の強化が国の方針。生産規模の小さい銘柄は集約されるので、国内の品種はいずれこういった大企業の品種に置き換わっていく。従来品種を作り続けたいと思っても、各都道府県が生産をやめれば種子が手に入らない。やがて外国の多国籍企業の種子を一般農家は買わざるをえなくなっていく。など懸念されている。

そこで、北海道では国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、供給を支える優良な主要農作物の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が相互に連携し、協力することを、基本理念に掲げている。